平成２９年（フ）第１２８号
岡山市中区長岡101番地30ハッピーハイツ102、旧住所福岡県久留米市大石町126番地ストーンヒルズＡ棟102号
債務者　影本　　翔
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８３号
静岡県湖西市太田983番地の８、前住所静岡県湖西市入出174番地の３
債務者　江川　哲司
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
静岡県湖西市太田983番地の８、前住所静岡県湖西市入出174番地の３
債務者　江川　佳子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
静岡県湖西市太田983番地の８、前住所静岡県湖西市入出174番地の３
債務者　江川　正雄
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
静岡県湖西市太田983番地の８、前住所静岡県湖西市入出174番地の３
債務者　江川　充子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
静岡県浜松市東区小池町2332番地の１
債務者　守屋　光明
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２８４６号
東京都足立区梅田５丁目９－12－101
債務者　國生　博之
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９２号
東京都西東京市南町３丁目７番17号
債務者　岡本　邦仁
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月28日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７号
横浜市港北区師岡町34番地１　サンクレスト大倉山201
債務者　山崎　知英
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２１号
横浜市港北区師岡町241番地25
債務者　古森　　充
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３９号
横浜市南区睦町１丁目14番地の４（長谷川一広方）、住民票上の住所横浜市中区錦町５番地　本牧ポートハイツ13号棟507号室
債務者　増田　慶子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８０３号
横浜市磯子区洋光台１丁目13番28号　第１武内ビル203号
債務者　松浦　りえ（旧姓戸井・濃沼）
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８０６号
横浜市保土ケ谷区仏向西11番８号　フォンテーヌ・ドミールＢ－202号
債務者　岩井　哲也
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８１１号
横浜市瀬谷区阿久和南１丁目５番地10　シティハイムアクワ202
債務者　関原加寿美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１５号
静岡県磐田市立野2009番地５エルディム豊田101号室
債務者　小山　幸徳
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係